

2018年3月27日 3月議会議案審議

議案第2号 東海村個人情報保護条例の一部を改正する条例 **賛成**

質疑 個人情報の存否に関する情報に関して、例えば半暴力的に存否確認を求められた場合の対応は、庁内徹底されているのか。

議案第3号 東海村一般職の任期付村費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

議案第4号 東海村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例 **反対**

質疑 なぜ、今、改正するのかお聞きします。

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第4号東海村職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

地方公務員法第27条第2項では、職員の分限処分の種類について、降任、免職、休職、降給の4つに定めています。そのうえで、降任と免職については、法律で要件を定めるとし、第28条第1項で定めていて、条例で要件を加えることはできません。

休職は、法律又は条例で要件を定めるとされ、第28条第2項で定めたとうえで、条例で要件を加えることも認めています。

降給は、法律では一切要件を定めておらず、条例で定めるとされています。つまり、条例がなければ、降給処分はできないということです。従来も、降任に伴って給料の号給が下がることはありましたが、それは単に降任の結果であり、降給処分ではありません。

ただ今の部長答弁で、本村では、「法改正を受けて今年度から、昇給や勤勉手当などの給与に反映している。来年度からは、これに加えて降給等への契機として反映したい」とのことです。法の厳密な条文は、「条例で定める事由による場合でなければ、その意に反して降給されることがない。」というものであり、法がかならず条例化しなさいと言っているわけではないと考えられます。村の意思として「降給への契機として反映させたい」とする考え方は納得がいきません。

これを条例に明記されることを職員はどう感じるのでしょうか。今でさえ多すぎる仕事への対応で疲弊しているのではないのでしょうか。この上「能力に応じては降給もあり得ます」と条例を振りかざされては、住民の福祉の増進を図るといふ地方公務員独特の役割発揮に大きな影響が出かねません。今必要なのは、仕事の量に見合った職員数の確保です。

そもそも能力・成果主義による人事管理は、過度な競争で職場の人間関係を壊し、住民本位の仕事やサービスの低下を招くことが懸念され問題です。本村職場において必要なことは、憲法に基づく全体の奉仕者として中立・公平・安定性を確保し、公務員としての専門性の保障、組織的に職務を遂行する体制を確保することです。

こうした地方公務員の仕事にはなじまない人事評価の結果を降給にまで反映させようとするのは、村民の権利と福祉の向上のために、その能力を発揮するという村職員の役割を大きくゆがめることに繋がりにかえりません。

よって、本条例の一部改正には反対です。

以上述べまして、議案第4号に反対する討論と致します。

議案第5号 東海村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 **反対（討論無し）**

議案第6号 東海村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

質疑 2点お聞きします。1点は、職名の変更はあっても、給与に変更はないのか、また何名が該当するのか。2点は、地域手当の支給割合に関する特例期間を延長すべきとした理由は何か。

議案第7号 東海村いじめ問題対策連絡協議会等条例 **反対**

質疑 3点お聞きします。1点は、いじめ問題対策等に関する条例を制定している県内市町村数はいくつあるのか。本村が制定となれば、何番目になるのか。

2点は、今回条例を制定したいとする背景について、3点は、村内で重大ないじめが発生しているのか、以上お聞きします。

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第7号東海村いじめ問題対策連絡協議会等条例について、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、国が定めた「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめ問題に関する連絡協議会のほかに、対策委員会、再調査委員会を設置し、条例で定めようとするものです。

しかし、「いじめ防止対策推進法」には、欠落した重要な視点があります。

1つは、いじめの背後にある問題やいじめを生み出す構造についての考察がないこと。

2つは、「加害者」対「被害者」と二項対立にした対応しかないので、子どもという当事者不在の対応策しかとられていないこと。すべて上からのものです。

これらを抜きに、子どもに「いじめを行ってはならない」と禁止し、いじめ防止の第1は道徳心を培うこととされ、道徳教育の推進がうたわれ、いじめを行った子どもには懲戒を加えると定め、出席停止など厳罰化が明記されています。そして保護者には子どもの規範意識を涵養することを責務とするなど掲げられています。

これで本当にいじめ問題の解決につながるのでしょうか。

また、本村の条例案に欠落していると思うのは、被害者や保護者の知る権利をどう保障するかということに関し記述がないことです。

いじめは、する側、受ける側どちらの場合も、子どもの成長の過程で、誰にでもおき得るものではないでしょうか。本来、心の通った教育の営みとして解決していくことこそ基本と考えます。

同時に、いじめは「人権の侵害」であることを子どもたちが自分の認識の中に入れこむことが重要ですが、これには、子どもたち自身の「人権が尊重されている」という実感が不可欠です。自分の人権が尊重されているという実感が不在人間には、他人の人権を尊重するという認識が生じることは困難であると思います。

こうした視点を抜きに、法律で強制すると言うのは、子どもの鬱屈した心をさらにゆがめ、子どもと教員の信頼関係をも壊し、いじめ対策に悪影響を及ぼします。

早期発見と迅速な対応のためにも、教育環境における条件整備が課題です。教師の多忙化を解決し、子どもと向き合う時間を保証する。そのための少人数学級の拡充や、学力テストの中止、養護教諭の複数配置やスクールカウンセラーの増員と待遇改善などが求められます。

深刻ないじめは、自己責任を強いる風潮、経済的な格差と貧困の広がり、そういう現在の生きづらい社会の反映ではないでしょうか。教育と社会のあり方を見直す改革こそ必要です。こうした問題の多い法律に基づき制定される本条例には賛成できません。以上述べまして、議案第7号に反対する討論と致します。

議案第 8 号 東海村保育所設置条例の一部を改正する条例 **反対**

質疑 3 点お聞きします。①定員を 2 保育所合わせて 13 名増やすための条例改正とのことです。定員を増やす目的は何か。②定員を増やすためにこれまで使用していたスペースのどの部分が計算に入ったのか。③今後の定員増もあり得るのか。子どもたちの保育環境、育つ環境としては公立保育所の新設が望ましいと考えるがどうか。

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 8 号東海村保育所設置条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、子ども・子育て支援事業計画の見直しにあたり、「保育の量の見込みとその確保策」立案のために公立保育所の定員見直しを検討した結果によるものとのことです。14 日の一般質問でも申し上げましたが、新年度の村政において、最重点施策の筆頭に子育て支援を掲げたことは、大変評価できるものです。

事実、本村で充実されてきているのは、中学卒業までの子どもの医療費の無料化、妊産婦検診事業、子育てに関する相談と情報提供の窓口一本化、村内各所で行われている子育て支援事業、これらを通じて誕生しているいくつかの自主的な子育てサークルがあるなど、子育てしやすい、住みやすい村へと進んでいる面があると思います。

しかしこの中でも課題はあり、またさらに整備が必要なこともたくさんあります。特に待ったなしになっているのが保育所や学童クラブの待機児ゼロへの課題です。現在本村は、解消に向けて真剣に取り組んでいることは承知していますが、その方法論で子どもの立場が軽んじられていると言える考え方が認められません。

一生懸命な気持ちはあっても、またこんな子に育てて欲しいという気持ちはあっても、育っていくにはそれなりの環境が整うことも重要です。一人ひとりの個性に合わせた育ちを促す空間と遊び、心と身体を作るために必要な自然環境が少なくなっている現在では、それに似せた遊具や環境づくり、子ども同士が切磋琢磨できる適度な集団、一人ひとりの子どもの成長をしっかりと見極めながら適切な働きかけを行う専門家としての保育士等。人間として成長していく上での土台作りの場とも言える保育所の整備は大変重要です。

本条例改正では、舟石川保育所と百塚保育所の定員を増やして保育所入所の実態に合わせることや、待機児解消につなげることが目論まれています。もともとの定員は、国も含めてそれなりの思想があってつくられた施設です。法律は大人の都合で改正し、認められていることとはいえ、村が定数増する、そのことは子どもにとっての保育環境としては後退させることだと言う以外にありません。

村としては本来、定数増をしない方法の検討をすべきですが、新設は行わない、保育の場としてふさわしい適度な規模についても、村の主体性は持たない、そして公的責任の削減である給食調理の民間委託など、次々と事業の主体であるべき子どもの成長が置き去りにされ、村の財政優先にされていることは問題です。

かつて本村は、桃山保育所も持っていましたが、多くの反対を押し切って廃止しましたが、当時の関係者・住民の予想通り、今まさに公立保育所が必要になっているときではないでしょうか。今からでも定数増の考え方を改め、保育所新設を検討すべきです。

以上述べまして、議案第 8 号に反対する討論と致します。

議案第 9 号 東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 **賛成**

議案第 10 号 東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 **反対**

質疑 3点お聞きします。①今回の改正では、税引下げになる個人・世帯はないのか。②軽減措置はどのように変わるか。③平成 30 年度分として、国民健康保険証が一斉送付されたが、平成 29 年度送付時点での被保険者数との比較では、どのようになっているか。

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 10 号東海村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、税を引き上げるため行おうというものです。村は、国保の広域化に向けて、国保税の急激な引き上げをさけるためとして、この間3段階に分けて引き上げを行ってきました。被保険者にとっては本当に大変な引き上げでした。新年度からの広域化では、当面は、ということと思いますが、税額の県内統一は行なわない、市町村の法定外一般会計繰り入れも、解消の方向を明確にしつつも可能とされました。

この今の段階では、税引き上げは行わず 13 年間該当といわれる激変緩和措置と法定外繰り入れ額を引き上げて対応を図るべきです。

国による広域化の狙いは、「法定外繰り入れ」の解消と、収納率の向上、そして医療費の抑制にあります。国保運営における財政危機の解決に最も必要なことは、半減している国庫負担の回復です。そして法定外繰り入れをしっかりと行い税を引き上げず被保険者の健康を守っていくことです。これらを抜きに税引き上げを強調しても解決しません。当然、病気予防、健康増進の取り組みを進めて医療費を抑制していくことも重要課題です。

もともと被保険者の多くは低所得者です。日本の社会保障制度の根幹といわれる国民皆保険制度のなかで国保の役割は大変大きくなっています。国や県、村がしっかりと財政支援を行うことをせず、国保税と収納率が低いことが問題だとする今回の税引き上げは認められません。自分の体は自分で守るのが基本と住民をつき離すのではなく、どうしたら住民の福祉の増進につながるかと、対応を図るべきです。

以上述べまして、議案第 10 号について、反対の立場からの討論と致します。

議案第 11 号 東海村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

議案第 12 号 東海村介護保険条例の一部を改正する条例 **賛成**

議案第 13 号 東海村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

質疑 2点お聞きします。①捨てようとするパソコン内の情報については、入ったままにするか取り出すかは、個人の選択でよいのか、流出はないのか。②パソコンの出し方はどのようになるのか。

議案第 14 号 東海村都市公園条例の一部を改正する条例 **賛成**

質疑 2点お聞きします。①今回の改正に該当する公園はいくつあるか。②運動施設の面積割合を 100 分の 50 とした考え方は何か。

議案第 15 号 東海村病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

質疑 1点です。利用料金制への移行についてですが、これは指定管理者が料金を定め、村長の承認をもらうということになるわけですが、公立病院であること、また地域医療の要となるべき病院であることなどを考慮し、料金は低廉とし利用しやすい病院となるよう村の意見をしっかりと反映させるべきと考えるが、村の考え方はどうか。(立つ)

議案第 16 号 東海村組織設置条例及び東海村水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 **賛成**

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 27 号、平成 30 年度東海村一般会計予算に反対の立場から討論をおこないます。

山田村長の 2 期目就任後、初の本格予算編成が行われました。

1 期目の経験と実績を踏まえて、「子育てに優しいまち東海村」をアピールしつつ、全ての世代が愛着と誇りを持って暮らせるまちの実現、ひいては持続可能なまちとして成り立つことをめざしての予算ということでしょうか。

そうした視点は重要なことと思いますが、実際にはどうやって実現させていくのかという問題があります。村長の発言などで見えてくるのは、「村の財政を健全な状態で維持することが大前提で、そのためには国が様々に制度改悪している住民に直接関わる社会保障的課題は、住民による手づくりの村政で行っていく」というものです。

本来、地方自治体には、国の悪政が強まる中では、最優先で住民の命と暮らしを守るための防波堤となり独自性を発揮することが求められます。当然、国にも改善を求める国民の声が届いていますので、改善された内容が降りてきているものもありますから、今本村に求められるのは、「悪政を受け入れてその流れに沿って村政を進めようとすることはやめるべき」ということです。そうした政治に対する基本姿勢は容認できません。

では、新年度予算について意見を申し上げます。

就学援助制度の入学準備金を入学前に支給する対処、産婦検診事業の開始などは制度の意義が発揮できることとして評価できるものです。また、児童生徒の学ぶ環境整備の一環として、普通教室にエアコンを設置するための調査等が引続き進められることも重要な施策です。

一方、容認できない点もあります。

1 つは、財界が求めたマイナンバー制度に関わる施策の一つひとつが、国家による国民監視社会への道を開くものであり、社会保障を自己責任に転嫁させ、国民に負担増、給付削減を押し付けると同時に、個人情報をもより大規模に流出させ、詐欺犯罪の温床となりかねないことから認められません。

2 つは、放射線量低減対策特別緊急事業について、国の補助事業として安全性実証事業を村だけの判断で受け入れを決めた点は問題があります。その後も全村民対象の住民説明会の日程を組むなどの積極的対応はありません。

国内で初めて行われる事業であること、福島原発事故がもたらした放射線被害への対応であることなどもっと真剣に捉えるべき問題であるという認識がまるで足りません。住民説明会が完了してから実証事業に入るべきです。

3 つは、常陸那珂港整備負担金の支出です。新年度予算では、東防波堤建設のためのケーソン 1 カン製作、据付費用 1 カン分ということですが、重要港湾の建設費は、国と県で負担すべきであることから認められません。ただし財政悪化の茨城県においては、これ以上の建設は止めるべきです。

4 つ目は、いじめ問題対策推進事業です。予算では委員への報酬と謝礼が中心ですが、いじめ問題への対応は、子どもと向き合い、心の通った教育の営みの中でこそ行われるべきです。

5 つ目は、学校給食調理部門の民間委託が、新年度舟石川小学校に拡大されることも容認できません。次々と公的責任を費用の大幅削減を目的に民間に委託し後退させることは止め

るべきです。保育所等給食調理も含め、直営調理に戻すべきです。

6つ目に、差し押さえ件数が増加しています。悪質滞納者がこのように増えるわけはありません。住民の生活実態をよく聞き、生活再建など親身に対応する相談・収納活動に転換し、県租税債権管理機構への徴収移管はやめるべきです。

最後に、議会の費用弁償及び海外旅費の支出です。姉妹都市アイダホ訪問に係る費用ですが、参加するのであれば議員も一般住民同様、自費で訪問すべきです。

今、村の仕事量が増える一方の中、職員数が絶対的に足りない事態への対応が課題です。そうした中で組織再編により課長職を増やしたことは庁舎内にどんな影響が出るのか危惧するものです。村民はもちろん行政で働く職員も、一日一日が人間らしく送れるよう配慮が必要になっています。

以上述べまして、議案第 27 号について反対の立場からの討論と致します。

議案第 18 号 平成 29 年度東海村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） **賛成**

議案第 19 号 平成 29 年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号） **賛成**

議案第 20 号 平成 29 年度東海村介護保険事業後期特別会計補正予算（第 3 号） **賛成**

議案第 21 号 平成 29 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） **賛成**

議案第 22 号 平成 29 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号） **賛成**

議案第 23 号 平成 29 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地地区画整理事業特別会計補正予算 **賛成**

議案第 24 号 平成 29 年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計補正予算 **賛成**

議案第 25 号 平成 29 年度東海村水道事業会計補正予算（第 1 号） **賛成**

議案第 26 号 平成 29 年度東海村病院事業会計補正予算（第 2 号） **賛成**

議案第 28 号 平成 30 年度東海村国民健康保険事業特別会計予算 **反対**

議案第 29 号 平成 30 年度東海村後期高齢者医療特別会計予算 **反対**

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 29 号平成 30 年度東海村後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

今期保険料は据え置きとされましたが、軽減措置の廃止や賦課限度額の引き上げ等、細部にわたっての制度改悪は進められ、一人当たり平均保険料額が引き上がり、医療費増と併せが負担が増える一方となり、容認できません。

後期高齢者医療制度はすみやかに廃止すべきという立場から予算に反対します。

以上述べまして、議案第 29 号について反対の立場からの討論と致します。

議案第 30 号 平成 30 年度東海村介護保険事業特別会計予算 **反対**

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 30 号平成 30 年度東海村介護保険事業特別会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

高額になっていた基金を使い第 7 期保険料は、月 5,000 円のまま据え置かれました。しかし本来この引き下げも可能でした。それができなかったのは、次期事業への準備基金とし

て残したいとの考え、またこれまで本村独自に行ってきた約 8000 万円の法定外繰り入れを新年度から廃止し、基金からの投入とし不安定な会計に戻したことによるものですが、こうした対処は容認できません。

介護保険会計における国庫負担の割合を大幅増額することが決定的に必要なになっていますが、そうならないうちは、住民負担を増やすのではなく、安心して介護が受けられるよう村が負担していくほかありません。

利用料は今年 8 月から、2 割負担者のうち、「現役並み所得」の利用者が 3 割負担に引き上げられ、生活援助サービスへの利用制限、福祉用具貸与価格への上限設定など負担増と制度改悪が行われます。

また財政制度審議会建議は、介護保険で要介護 1、2 と認定されている人の在宅サービスを保険給付から外し、市町村が実施する地域支援事業に移行することを要求しています。

これが実施されれば、要支援・要介護と認定された人の 6 割が介護保険でサービスを受けられなくなってしまいます。保険料はしっかり徴収されるが、制度改悪の進行で必要な介護が受けられない介護保険制度は容認できません。

以上述べまして、議案第 30 号に反対の立場からの討論といたします。

議案第 31 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村東海駅西土地地区画整理事業特別会計予算 **賛成**

議案第 32 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村東海駅東土地地区画整理事業特別会計予算 **賛成**

議案第 33 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計予算 **賛成**

議案第 34 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村東海中央土地地区画整理事業特別会計予算 **賛成**

議案第 35 号 平成 30 年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計予算

反対

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 35 号平成 30 年水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計予算について、反対の立場からの討論を行います。

新年度予算では、使用料の引き上げはありませんが、下水道会計を地方公営企業法に適用させる準備を大きく進める予算が盛り込まれ、年内には条例改正も見込まれたことは容認できません。

法に基づくこととはいえ、住民生活に欠かせない下水道使用料が今後際限なく増加する可能性が含まれることは問題が大きすぎます。先行して適用させている水道事業会計で明らかなように、一般会計繰り入れは減額が目指され、他自治体に見合った使用料の検討、総括原価方式の採用などにより、村民負担は増額の一途となることが見えます。

村は、今後減価償却費の見積もりが必要であることや、浄化槽設置住民への考慮の観点からも公営企業会計への移行が妥当であるとしていますが、住民負担を増やさない対応が求められます。法の上でも認められている一般会計繰り入れを減らさず十分行う対応が重要です。

以上述べまして、議案第 35 号について、反対の立場からの討論と致します。

議案第 36 号 平成 30 年度東海村水道事業会計予算 **反対**

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 36 号平成 30 年度東海村水道事業会計予算に反対の立場から討論を行います。

新年度基本水量が見直され、住民の節水意欲を促そうとしたことは評価できますが、水道料金を引き上げる予算であることは認められません。東日本大震災を経験した村ということもあるのかもしれませんが、現在水道使用水量には住民の節水傾向が見られるとのこと。

こうした中で料金引き上げを行うことは、「住民の努力は当たり前、しかし水道料金は経営が成り立つよう増やし続けますよ」と、突き放された感じを受けるだけでなく、重要な節水意欲を失わせかねません。

命に欠かせない水の料金は、村民誰もが安心して利用できる低廉な価格で提供されるべきです。この点では特に他自治体にはない村の独自性発揮により、引き上げ中止の決断が賢明です。

以上述べまして、議案第 36 号平成 30 年度東海村水道事業会計予算に反対の立場からの討論と致します。

議案第 37 号 平成 30 年度東海村病院事業会計予算 **賛成**

議案第 38 号 財産取得の変更について **賛成**

議案第 39 号 財産取得の変更について **賛成**

議案第 40 号 公の施設の広域利用に関する協議について **賛成**

議案第 41 号 茨城北農業共済事務組合の規約の変更について **反対**

質疑 2 点お聞きします。①新旧対照表では、まず法改正があったとのことですが、まず改正のポイントをお聞きします。②変更後の事務の共同処理として 2 つあげられましたが、1 つは従来どおり、2 つ目の農業経営収入保険事業について、事業内容、及びこの事業の該当農家はすべてとみてよいのか。

反対討論 日本共産党の大名美恵子です。議案第 41 号茨城北農業共済事務組合の規約の変更について、反対の立場から討論を行います。

今回の規約変更は、農業災害補償法の一部改正に伴い行おうとするものです。茨城北農業共済事務組合議会は、2 月 27 日開会の議会で、法改正を受けて事務組合農業共済条例の全部改正が議決されたとのこと。本村議会からも議員を派遣していますが、本村の農家にも関わるこうした動きについて私たち村議会はどうしたら少しでも早く知ることができるのでしょうか。

先ほどの答弁で、法改正のポイントについて説明いただきましたが、この法改正そのものに大きな問題があると感じます。1 つには、農業災害補償制度を弱体化させ、農業者に不利益を与えるものになっていることです。農作物共済は当然加入から任意加入制に移行されましたが、保険や共済における逆選択を防ぐための当然加入が、任意加入制に移行することで、逆選択が進むとともに、農業共済組合の財務や農村集落における相互扶助の仕組みに影響を与えかねません。また収量の 3 割減でも補償してきた一筆方式を廃止することで、圃場ごとのきめ細かい被害補償がされなくなるほか、共済加入者に不利益をもたらしかねないことが進められることになりました。

2 つには、収入保険の導入に併せて、米の生産調整や直接支払い交付金など、農業所得が確保できる岩盤制度の廃止を進めることは認められません。収入保険は、農業収入を緩和するだけで所得を下支えするものにはなりません。

こうした様々な問題点をかかえた法改正のもとでの今回の規約の変更点は、補償の対象として新たに「価格下落の場合」が入ることになったと言うことです。この点も先ほどの答弁では、対象農家としては全てであっても、青色申告をしていることが条件と言うことで、本村では全体の2割弱の農家ということです。村は今後青色申告を促進するといいますが、農家が真に求めているのはそういうことでしょうか。

今所得補償の復活を求める動きが全国に広がり、独自に所得を補償する自治体の動きもあるそうです。岩盤を壊すのではなく、岩盤をつくることこそ求められていると考えます。

以上述べまして、議案第41号に反対する討論と致します。

議案第42号 工事請負契約締結事項中の変更について **賛成**

同意第1号 東海村監査委員の選任について **賛成**